## 特定非営利活動法人いわい地域支援センター定款

第1章 総則

(名称)

- 第1条 この法人は、特定非営利活動法人いわい地域支援センターという。 (事務所)
- 第2条 この法人は、主たる事務所を岩手県一関市大東町摺沢字但馬崎 80 番地 1 に 置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、在宅での介護・援助が必要な高齢者や障害者とその家族、及び子育て支援やその他援助を必要とする人々を含む全ての地域住民に対して、住民参加と相互扶助の精神に基づき、地域社会に根ざした介護・支援サービスを提供するとともに、地域で安心して暮らしていくための生活環境づくりと健全で文化的な暮らしができる地域社会づくりを行い、よって地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利 活動を行う。
  - (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
  - (2) まちづくりの推進を図る活動
  - (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
  - (4) 環境の保全を図る活動
  - (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
  - (6) 子どもの健全育成を図る活動
  - (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
  - (8) 特定非営利活動促進法(以下「法」という。)別表第1号から第16号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動 (事業)
- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 特定非営利活動に係る事業
    - ① 高齢者、障害者(児)の在宅生活の援助事業(宅老所事業、生きがいデイ・ ヘルプ事業等)
    - ② 高齢者、障害者(児)の社会参加の援助事業(福祉タクシー移送サービス 事業等)
    - ③ 介護保険法に基づく居宅サービス事業(通所介護・訪問介護)
    - ④ 介護保険法に基づく介護予防サービス事業(介護予防通所介護・介護予防 訪問介護)
    - ⑤ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
    - ⑥ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業(認知症対応型共同生活介護、

認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護)

- ⑦ 介護保険法に基づく次の地域密着型介護予防サービス事業(介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防短期利用共同生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護)
- ⑧ 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業・ 第1号訪問事業)
- ⑨ 有料老人ホーム事業(サービス付高齢者住宅事業、介護付有料老人ホーム、 住宅型有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅等)
- ⑩ 支援費事業 (ホームヘルプ事業、短期入所事業等)
- ① 地域社会づくりに関する調査・研究・提言及び研修・啓発事業(介護職員 初任者研修事業、介護に関する講座事業、認知症ケアの啓発事業等)
- ① 環境保全活動及び環境情報の提供に関する事業
- ③ 子育て支援事業(放課後児童健全育成事業)
- (4) 雇用確保事業 (職業紹介事業、労働者派遣事業)
- (5) NPO活動推進のための普及・啓発事業
- (2) その他の事業
  - ① 物品販売事業
  - ② 請負事業
  - ③ 印刷事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

## 第3章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって法上の社員とする。
  - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
  - (2) 利用会員 この法人の行う事業のうち第5条第1号①及び②の受益者
  - (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体 (入会)
- 第7条 正会員として入会しようとするものは、次に掲げる条件を備えなければならない。
  - (1) この法人の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる個人又は団体
  - (2) ノーマライゼーションの理念に基づき高齢者や障害者に対する理解と事業 の推進に熱意を持っている個人又は団体
- 2 利用会員及び賛助会員として入会しようとするものは、特に条件を定めない。
- 3 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、 理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが第1項各号に掲げる条件に適 合すると認められるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 利用会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入 会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、

入会を認めなければならない。

5 理事長は、第3項及び第4項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由 を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
  - (1) 退会届の提出をしたとき。
  - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
  - (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず納入しないとき。
  - (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これ を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を 与えなければならない。
  - (1) この定款等に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返環)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
  - (1) 理事 3人以上 6人以下
  - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の 親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親 族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法

人の業務を執行する。

- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為 又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、 これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定に関わらず、前任の役員が選任されていない時は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその役員の任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は 現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務 を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これ を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会 を与えなければならない。
  - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。 (報酬等)
- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。 (職員)
- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
  - (1) 定款の変更
  - (2) 解散
  - (3) 合併
  - (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
  - (5) 事業報告及び活動決算
  - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
  - (7) 入会金及び会費の額
  - (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
  - (9) 事務局の組織及び運営
  - (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。 (招集)
- 第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、 その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面 をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。 (定足数)
- 第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知 した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の 1以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された 事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任す ることができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項 第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、 その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - ⑵ 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。 (招集)
- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の

- 1以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。

(表決権等)

- 第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された 事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
  - (2) 会費
  - (3) 寄付金品
  - (4) 財産から生じる収益
  - (5) 事業に伴う収益
  - (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産 及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。 (会計の区分) 第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計 及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の 議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

- 第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定 予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に 関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受 け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。 (事業年度)
- 第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 (臨機の措置)
- 第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担 をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。
  - (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
  - (2) 資産に関する事項
  - (3) 公告の方法

(解散)

- 第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
  - (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡

- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による 解散を除く。

(残余財産の帰属)

- 第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。) したときに残存する 財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、岩手県に譲渡するものとする。 (合併)
- 第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 佐藤義雄 副理事長 小野寺 東 男 理事 伊 東 庚 子 同 菅 原 健 也 金 野 シク子 同 監事 岩 渕 富 榮 佐 藤 新 治 同

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立 の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から 平成17年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員 年会費 5,000円
  - (2) 利用会員 前期 (4月~9月) 会費 1,000円 後期 (10月~3月) 会費 1,000円
  - (3) 賛助会員 一口 年会費 3,000円

<沿革> ※この沿革は定款記載に含まれない。

平成 16年 9月 1日

平成17年 5月29日

平成21年 3月21日

平成22年 5月29日

平成26年 5月31日

平成28年 5月30日